

## 第 8 回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録

日時：平成 21 年 12 月 1 日（火）19：00～21：35

場所：御嵩町役場北庁舎 3 階大会議室

司会  
（御嵩町堀参事）

定刻となりましたので、ただいまより第 8 回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を開催いたします。本検討委員会は第 1 回から公開で行っておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、本日の傍聴者の方に対してもご意見を伺いまして、今後の参考とさせていただくために、傍聴席のほうに意見メモをおいてあります。ご意見のある方は意見メモに記入していただき、会議終了後に、回収ボックスに入れていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員につきましては、お手元の出席者名簿をもってかえさせていただきますと思います。

それでは、まず最初に配付資料の確認に入りたいと思います。お手元の資料といたしましては、次第、出席者名簿、配席図、資料 1 としましては第 7 回の議事録、資料 2 としまして第 7 回の傍聴者からの意見要旨、委員の皆様だけにお配りしておりますが、資料 2 - 2 といたしまして具体的な傍聴者からの意見内容、資料 3 といたしまして計画地利用指針案に対する事務局見解、資料 4 といたしましては今回、パブリックコメントをいたしましたところ、18 人の方から意見をいただいております。その具体的な意見の内容が記したものがつけてあります。それから資料 5 としまして利用指針案、資料 6 としましては基本的考え方ということで、資料をお手元に配布させていただいておりますので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

なお、資料の 2 - 2 につきましては、委員のみに配布させていただいております。本会議終了後、委員の方々から回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

皆様、どうもこんばんは。

それでは、第 8 回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会をただいまから進めてまいりたいと思います。

まず初めに、本日議題に入る前に皆さんにお配りしている資料 1 について、私のほうから少し述べさせていただきます。資料 1 は第 7 回検討委員会議事録についてです。

前回の第 7 回検討委員会で、確か終了間際だったと思いますけれども、D 委員のほうから委員個人に対する誹謗中傷がホームページに掲載されているというご指摘をいただきました。これについてその場では確認が出来ませんでしたので、後日、事実確認を行いました。

その結果、ホームページに委員個人に対する誹謗中傷が掲載されていることを確認いたしました。そこで、第 5 回検討委員会の時だったでしょうか、私のほうから述べさせていただきましたように、そのような事実があった場合においては、委員長判断で議事録の扱いについて変更をするということで述べたとおり、今回の議事録は、私どもの判断で、お手元に配布したように、議事録の氏名を非公開というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただし、概要ではなく、全文ということでいきたいと思います。すべて内容は公開する。ただし、氏名のほうは、非公開というふうにさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

続きまして、第 7 回検討委員会の傍聴者からの意見を事務局から皆

様方に説明をお願いしたいと思います。

事務局  
(御嵩町鍵谷課長)

資料2のほうですけれども、前回9月29日の第7回検討委員会は、4名の方からご意見をいただきました。説明させていただきます。

1人目の意見が「検討委員の資質について大きな疑問を感じている。本来の検討委員会の使命すら理解されていないことが残念である。」「住民投票の結果について、それをないがしろにする意見があることに特に違和感を感じた。」これが1人目の意見です。

2人目の意見が、「毎回理屈っぽいことばかりで、少しも前進がないように思える。」「寿和工業が何をどうしたいのかということを出してきて、それについて町、県が検討するのかと思っていた。」「検討委員の役職者はどのような基準で選ばれたのか。委員の中には、おかしなことを言う人がいる。」これが2人目の意見です。

3人目の意見は、「中学校や高校などに意見を求めるのはどうか。これからの御嵩町を守ってくれる子供たちである。」

最後4人目ですけれども、「広く町民に意見を求めるならば、ただ事務的に集めるのではなく、町をより良くするためにというように目的を持って行ったほうがよいと思う。」「意見等提出書を広報紙に載せて、そのまま切り取って提出できるようにするのはどうか。」

以上4人の意見でした。

委員長

ありがとうございました。随分厳しいご意見もありますけれども、こういう意見の趣旨を我々も一人ひとり考えながら、本日の審議を進めていきたいと思えます。

それでは、本日の議題について入っていきたいと思えます。まず、指針案についてであります。これは10月15日から11月6日までの間、パブリックコメントを行いました。18件の意見提出がありました。これは、この委員会がパブリックコメントを行わせていただくということを町の御協力で行う形をとりました。

これについて意見をいただきまして、すべて目を通させていただきました。そして私のほうから事務局のほうに指示を出しまして、それはどういうことかということ、本日の資料3をご覧ください。これは、「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針案に対する事務局見解」というふうにしてあります。資料4にあるとおり18の意見と内容をいただきましたので、これを整理いたしました。それに対して、これまでの経過を含めまして、回答という形でまとめてみました。

これについて、委員の皆様方に事前に送付してありますので、事前に読んできていただいていると思えますけれども、改めまして、これを事務局の方に説明をしていただくことにしたいと思います。

事務局のほうよろしくをお願いします。

事務局  
(御嵩町鍵谷課長)

(「資料3」を読み上げる)

委員長

ご苦労様でした。

18件の意見は資料4として綴じてあるわけですけれども、このままでは、非常にわかりにくいということもあります。ですからこの内容を前回お示しして、資料5として用意してある利用指針案に則して、意見内容を整理してみました。

前回の資料5については、指針案はこれまでの「基本的考え方」を踏まえて、様々な協議を通してコンパクトにするという方針をこの委員会で確認をして用意してきたものですから、これまでの議論内容を踏まえて、事務局として整理をしてもらいました。前回までの議論の積み重ねを尊重して整理をしたということになるわけです。

今日、今からの審議なんですけれども、この事務局見解をどうこう

という議論をするのではなくて、これはこれまでの我々の審議経過を踏まえて意見を整理し、それについて審議の到達度を踏まえてまとめてみるとこのようになるということのわけですけれども、大事なことは、18件の意見をいただいたことを得て、我々は資料3を参考にしながら、本日、資料5として用意されている指針案の内容を再度確認して、そして正すべきところは正していくという姿勢で臨むということが大事であろうというふうに思います。

したがって、資料3、資料4を踏まえて、本日、資料5について今から審議をしていきたいとしたいと思います。

それでは資料5をご覧ください。これは、資料4そしてそれを整理した資料3、それを基にして一切手を加えておりません。前回までのここでの審議の内容となっております。

今日、資料3、資料4は皆さん読んできていただいたと思いますので、それを基にして、改めて資料5の中身について今から皆さんのご意見を出していただきながら、委員相互で協議をして、そして内容の修正があるところについては、そのように審議をして合意が得られれば、そのように進めるということしていきたいとしたいと思います。

それでは、資料5をご覧ください。この内容について各委員の皆様方からどこの項目からでも結構ですので、このように修正すべきである。原案どおりでいいのではないか。それぞれ皆さんのお考えを出していただければと思います。今日は全員の意見を聞きたいとしたいと思います。どの委員からでも結構ですので、いかがでしょうか。

はい、B委員お願いします。

B委員

「4」を第1番目に記載すべきだというパブリックコメントがあったわけですが、他の意見を読んでも非常にこのことはどの方も重要視されていると思います。それで、「4」を1番目に持ってきたらどうかかなということです。

それから「設置しない」という文言がないので文言を追加すべきであることを書いている方が多かったので、そのように文章を少し変えたほうが住民の意思が明確だというふうに、私は思いました。

委員長

今、「4」の意見について一番最初に持ってくるということと併せて「設置しない」という表現をはっきりと述べるべきであるという意見。

さて、委員の皆様方いかがでしょうか。今、B委員のほうから具体的な提案がありましたけれども。

B委員、ちょっと伺いたいんですけども、「4」の文章をどういうふうに変えたらいいかご提案があれば、今出していただけませんか。パブリックコメントの中でも随分ありましたけれど。

B委員

ここのところは、「旧小和沢地区においては住民投票の結果を尊重して産業廃棄物処理施設は設置しない」でどうでしょうか。

委員長

はい、「寿和工業株式会社は」という主語を使ってですね。「寿和工業株式会社は旧小和沢地区においては住民投票の結果を尊重し、産業廃棄物処理施設は設置しない」というふうに今、ご提案をしていただきました。

はい、F委員。

F委員

私もパブリックコメントを拝読させていただきまして、一番「4」を痛切に感じましたので、この文章を変えまして、この主語は『寿和工業株式会社は、住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては住民投票の結果を尊重し、産業廃棄物処理施設は設置しない」とする』ではどうかと感じました。

- 委員長 ほかいかがでしょうか。  
では、G委員。
- G委員 今回の意見についてですが、ご意見をたくさんいただいておりますけれど、寿和工業さんへの不信感というのが根底にあって、しっかり決めないと「後で怖いよ」というようなところも見受けられます。私はこのままでいいのではないのかなと思います。よくまとまっていて、何もおかしいところはないように思います。
- 委員長 この箇所についてはどうでしょう。  
では、お願いします。
- A委員 「4」の文言なんですけど、利用指針を示すわけですので、「処理施設を設置しない」で終わるのはいかがなものかなと思います。  
ですから、原文の一番最後の「住民投票の結果を尊重して利用計画を策定することとする」ということになっているわけですが、そこを「住民投票の結果を遵守し、利用計画を策定することとする」というふうに文言を変えるだけでいいんじゃないのかなと僕は思います。  
それとこれを「1」に持ってくるということは、僕も賛成であります。
- 委員長 今のところで、「尊重して」を「遵守して」という表現にしたほうがいいのではないかというご意見でした。他の委員いかがでしょうか。  
はい、C委員お願いします。
- C委員 遡った一つの「基本的考え方」の中で、利用指針が出来る前の我々の審議過程からいきますと、後程資料6の関係も論議されるかもしれませんが、「三者の基本姿勢」、「計画地での産業廃棄物処分場の是非」、こういったものを十分論じて成文としてまとめられたということから言えば、一番上に出てこようが、4番目に出てこようが基本は変わらない。  
とにかく「小和沢の地に住民投票の結果を尊重して産業廃棄物処理施設を設置しない」というそういう形を残されたということだけで、私は十分役割は果たされたのではないかと。  
そのことを踏まえて、進められてきた我々の検討委員会という立場で言えば、私はこの提案で差し支えないというふうに思います。
- 委員長 ほかいかがでしょうか。  
我々が実施したパブリックコメントですので、このパブリックコメントとして出された意見の内容を吟味して、この指針案の扱いを考えなきゃいけません。  
では、I委員、お願いします。
- I委員 「4」についてですが、これも以前議論があったところかと思うんですが、基本的には今までの議論を踏まえて指針案としては「住民投票の結果を尊重する」というところがポイントではないかと思っています。「設置しない」はこれはあくまでも（投票）結果ですから、その結果を尊重して利用計画を策定するというので、「4」については、この原文でいいんじゃないかと私は思っております。
- 委員長 その他いかがでしょうか。  
では、H委員、お願いします。
- H委員 この利用指針の案は、この検討委員会で決められたことですので、

パブリックコメントがこういうふうだから変えるというのはおかしいと思います。この順番でいいと思います。

委員長

そのほか意見はありませんか。  
はい、B委員。

B委員

パブリックコメントで18名のうち14名の方がこの住民投票の「4」の文言について意見を書いてみえます。  
そのことを考えると、そのためのやはりパブリックコメントだと思いますので、やはり住民の思いを委員会として汲み取るべきではないのかなと思います。

委員長

これまでの議論の積み重ねの中で、今回の委員会において考えなきゃいけないことは、利用指針案が基本的考え方に則して、非常にわかりやすくするというのもあって、内容が非常にコンパクト、一枚でわかるようにということで整理されてきたわけですけれども、表現とかが、まだまだわかりにくいとか、我々の共通認識がほぼあるのだけれども、その表現方法が回りくどいところがあるのではないかな。それによって、読む人の受け止め方によって、やはり違いや誤解を生じるということがおきないとも限らないですね。

そのところは、いろんな方法を持って修正するということが今の段階で必要になるかだと思います。内容が大きく変わるということはないと思いますけれど、表現方法について見る人が見て、思わぬ誤解を招かないような姿勢でこの指針案を見ていくということが必要だろうと。

おそらく、今の皆さんのご意見はその範疇に入るものだろうと思っています。それでは一度、ここのところは、整理させていただいてよろしいでしょうか。

まず、「4」について今、皆さん方のご意見を伺いますと、1つは原文どおりでよろしいというご意見がありました。

2つ目のご意見は、『寿和工業株式会社は「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」とする住民投票の結果を遵守し、利用計画を策定することとする。』という「尊重する」ではなく「遵守する」という、これは、「1」のところでも書かれているように「関係法令を遵守する」という非常に強い言葉、強制力を持つ言葉でもあります。

そうすることで、住民投票の結果を逸脱をしないというふうに強調するということが第一点です。

それから2つ目、『寿和工業株式会社は、住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする』というご意見。

3つ目のご意見、『寿和工業株式会社は「旧小和沢地区においては住民投票の結果を尊重し、産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする』というご意見。

この利用計画を策定するという表現をどうするのかという後者2人のご意見を基として、ちょっと検討してみました。もし後者2人のご意見に照らし合わせてみるならば、『寿和工業株式会社は利用計画を策定するに際して住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする。』ここの「尊重」というところを「遵守」という言葉に置き換えて、『寿和工業株式会社は利用計画を策定するに際し、住民投票の結果を遵守し「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする』

どうですか。

事務局

ちょっと「遵守」ということと「尊重」ということが文面上、どう

(寿和工業森朴顧問) いうふうに意味を持つのかということで、住民投票条例直接請求に際して、条例が町及び町議会に対してどのようなことを求めているかをちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 結構です。

事務局  
(寿和工業森朴顧問) 同じレベルの町や議会に対して「住民投票の結果を遵守する」という表現をさせておられるのか「尊重する」となっておられるのか、少し確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか、委員の皆さん。少し時間をいただいて確認をします。  
「遵守」という表現をどう扱うかということで、事務局のほうからご提案をいただきましたけれども、今回のパブリックコメントの内容を受けて、よりわかりやすく整理する必要があるならば、今の2つの整理の仕方もあるだろうというところは、また後で皆さんご意見をいただければと思います。

事務局  
(寿和工業森朴顧問) 今、確認をしたんですが、「御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例」に、町民の意思を示すという項目はあるんですが、第三者の何かを尊重しなきゃいかんとかそういう規定がまったくない条例になっています。その条例で示された結果を遵守するというのは、ちょっと法律的にどういうことを意味するのか少しイメージが掴めないんですが。  
もともとの三者の委員会の話に、三者で紛争解決のための議論をした時にも若干問題になったんですが、どういう表現にするかということで、あるがままの住民投票条例の結果ということだけを一つの事象として捉えて、その結果を尊重するという表現に留めたという経緯がありましたので、ご報告を申し上げます。  
以上です。

委員長 それは、三者共通の解釈でいいですね。

(事務局了承)

委員長 はい、わかりました。  
A委員、「遵守」という表現は若干再検討ということになるかもしれませんが、仮に「住民投票の結果を尊重し」という文言を使うとするならば、この「4」のところは、A委員なりに再検討していただければというふうに思います。今、F、B両委員が言われた内容を参考にさせていただいても結構ですし、A委員なりのご意見があれば出していただければと思います。  
ということで、大きく分ければ2つですね。内容的に変わるものではないと思いますが、住民の皆さんが納得のいく表現ということを考えて、他の箇所でも全く同じスタンスでご検討いただければと思います。見た時にどちらがいいかということです。  
まだご意見をいただけない委員が2人おみえになりますので、J委員お願いします。

J委員 今、委員長も言いましたように、誤解を招かないことが必要だということも思って、そういう観点から私も考えていたんですが、私が見る限り誤解を招くということはないのかなと思って、今まで発言をしなかったんですが、今まで出た意見の中で、「4」を最初に持ってきたほうがいいんじゃないかという意見については、私もそのように考えます。

というのは、今回の指針を考えるにあたって、住民投票が出発点だと思うんです。出発点ということをはっきりさせるには、「4」を「1」に持ってくるということについては、そのほうがいいと私も考えます。

表現については、基本的に誤解を招くようなことはないかと思えますので、それについては、特に意見がありません。

以上です。

それではD委員いかがですか。

D委員

まず順番についてですが、指針が出来る前の「基本的考え方」に基づいた順番ですので、この順番でいいと思います。

「4」についてですが、あくまでも利用計画指針ですので、その利用計画の策定がなされない指針では意味がないので、この表記で問題ないと思います。

委員長

前回の委員会でもこの文面をどうするかということについて提案をこの委員の中からもいただいたところでありましたが、改めてパブリックコメントをやった結果、14名の方から具体的な提案をいただいた箇所でもあります。それだけに少し時間を置いて委員の皆さんのご意見をいただいて、この文面案について委員会の共通見解として整理したいと思います。

挙手をしていただくというやり方は、よろしいですか、皆さん、意思表示を求めてもよろしいですか。不適切でしょうか。

(委員から「不適切である」という声あり。)

委員長

はい、わかりました。

まず、この「4」を一番最初に持ってきて、先程J委員もおっしゃったように、そもそも住民投票の結果を踏まえてということが出発点にあるということもありますので、「4」を「1」に持ってきて、委員会案としてまとめることについて、そういう方向のほうがよろしいでしょうか。いいですか。

それでは、一つの案として「4」を「1」に持ってくることにしたいと思います。それからまた、後から委員の皆さんから改めてご意見をいただく時間をもちますので。

それから、この内容ですけども、「寿和工業株式会社は」というところですね。原案どおりいくか、お二人の具体的な提案のあったような形でいくか。

A委員

文言につきまして、先程委員長がおっしゃったように、「寿和工業株式会社は利用計画を策定することにあたり住民投票の結果を尊重し、旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」というふうな文言は、委員長から指摘があったような入れ替えがいいんじゃないかなと僕は思います。

委員長

それでは、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて、委員の皆様方にご提案したいと思います。

まず、文面なんですけれども、私も意見を言っていていいですか。そういう立場を今いただけるならば。パブリックコメントの内容を読みまして、私は『寿和工業株式会社は利用計画を策定するに際して住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする』という文面が意味を誤解しなくてすむということから適切ではないかというふうに思います。

それから、位置ですけども、最初に「しないこととする」という表現がくると、非常に重たくなります。私は「1」ではなくて4番目というふうに思いますが、委員の皆さんは最初がよろしいということ

であれば、そのようにしてはどうかということでしょうか。  
私、個人の意見というよりもパブリックコメントの内容等を踏まえ、  
改めて誤解のない文章ということで、実は他の箇所も幾つか誤解を招  
くのではないかとということで、これについても皆さんのご意見を踏ま  
えながら、私なりの指摘箇所も出したいと思えますけれども、今の  
「4」について多くのコメント内容を踏まえてご提案させていただき  
ました。

もし、内容に間違いがあるというようでしたら、訂正をしますけれ  
ど、そうでなければ今回の皆様方のご意見とパブリックコメントの内  
容を踏まえて私のほうで提案させていただいたものを一つは案として  
用意させていただけないかと思えますが、よろしいでしょうか。

では、改めて申し上げます。『寿和工業株式会社は利用計画を策定  
するに際して住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産  
業廃棄物処理施設を設置しない」こととする』というふうにしたいた  
いと思えます。

(委員了承)

委員長

ありがとうございました。

それでは、その他の「1」、「2」、「3」の内容について、いずれ  
の内容でも結構です。ご意見をいただきたいと思えますが、いかがで  
しょうか。

それではA委員、お願いします。

B委員

「3」についてですが、これについてもパブリックコメントの中で  
非常に多かったんですけども、これは指針案の中で盛り込むべきこ  
とではないと思えますが、一度この検討委員会できちんと確認をし  
ておきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

ここには「計画地の利用計画及び事業実施状況について別途設置す  
る町民・専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし」  
とありますね。「別途設置する町民・専門家等」ですが、公平、中立、  
公募でしてほしいという意見が非常に多いと思ひますので、このと  
ころは、指針の中では盛り込まないとしても、こういう方向でいくと  
いうことを後でもいいので、確認をしていただきたいと思ひます。

委員長

むしろ文言を具体的にやるべきだというご指摘があれば、入れてい  
ただいても結構だと思ひますけれども。

B委員

具体的に「町民・専門家等」というところに「公募による町民」と  
入れたらどうでしょうか。

委員長

趣旨はわかりますけれど、これは文面で表記せずとも、このことは  
三者が別途設置するという設置の仕方、委員の選出等この辺のところ  
を公平、公正かつ民主的な手続きを持ってという趣旨をとるというこ  
とで、ここで確認をしたということで、そういうふうにも扱えること  
も出来ると思ひますけれども。

では、H委員。

H委員

パブリックコメントの中をずっと見ておりますと、ほとんどの方が  
中立、公平、公正という言葉を書いておられますが、果たして今まで  
御嵩町の委員会が公平に公正に行われてきたかというところ、そうでは  
なかったんですね。でも本当にそういうことでやるなら、きっちりとや  
る。

前一度こういうことがあったんですね。町長さんが事業者に関係の  
ある方は、この委員会に遠慮してもらえないかとかそういうこともあ

ったものですから、やはりそういうことがあってはいけないので、一人の方はそう言っておられながらも、住民投票の直接請求者を入れるべきだとかいうことを書いておられますが、「それは全く違う」と思うんですね。中立、公平、公正というなら、本当にそういうやり方でやっていかれるのならそれで良いと思いますが、この中にわざわざ入れる必要はないと思います。

委員長

それではここについては、他のご意見がありませんので、B委員、このところは、ご指摘があった趣旨をきっちりと守っていただくということを三者に伝えるということで、指針案の中では特段、具体的な表記をしないという形でもよろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長

ただ、後でもう一度確認をしますので、適正な表現がありましたら言っていただくことはやぶさかではありませんので、お願いいたします。その他いかがでしょうか。  
では、D委員。

D委員

「3」ですが、「御嵩町が御嵩町民の意見を尊重し、計画地の利用の実施状況に基づき改善を求めることができる」という文面ですが、「御嵩町は」ではなくて御嵩町民の権利として、「御嵩町民は計画地利用計画策定・事業実施状況について改善を求めることができる」という御嵩町の権利ではなくて「御嵩町民が改善を求めることができる」というふうに変えた方がいいんじゃないかと思いました。

それは、現段階の「1」は寿和工業と御嵩町、県の三者の役割ですね。「2」は御嵩町のこと。「3」は御嵩町民の権利を謳ったほうがいいんじゃないかなと。「4」は寿和工業をいう。順番は先程変わったということですが、それぞれ4項目、御嵩町と寿和工業と御嵩町民のやるべきこと及び権利を書いたほうがわかりやすいのではないかと思います。

委員長

その趣旨をうまく文章に生かしたいとは思いますが、どういうふうに文面を作っていくといいかなと思いますが、主語を「御嵩町民は」としたとして、その後の文章として、「御嵩町民は計画地の利用計画及び事業実施状況について別途設置する町民・専門家等により構成する委員会の意見を求めるものとし、必要に応じて協定を締結するほか、利用計画及び事業実施について改善を求めることとする。」最後の「利用計画及び事業実施について改善を求めること」の主語として「御嵩町民は」というのは、ある面わかるんですけども、その前のところ、「必要に応じて協定を締結する。」

D委員

私は、この中段の「別途設置する町民・専門家等による委員会に意見を求めるものとし」ということと、「その委員会と協定を締結する」という文は必要ではないのかなと思います。

敢えてここで謳わずに「御嵩町民は計画地の利用計画及び利用実施状況について改善を求めることができる」というふうではおかしいですか。

事務局  
(御嵩町鍵谷課長)

こういうことだと思います。4つの項目を決める時に、2つ目が住民参画、3つ目が公共関与ということの中で、「3」は御嵩町が委員会を設置し、そこを通じて町民の意見を反映して協定を締結するということが公共関与という観点で書いた。「2」については出だしが「御嵩町は」となっておりますけれども、情報を町民に伝え、町民の方が主体的に意見を事業者に対して言うという趣旨で町民参画。

ただし、この間の意見で町民が個々に意見を言ったら困るということもあったので、その間に「御嵩町を通じて」という文面が一言入ったと。

そういうことで、趣旨からすると「2」が住民参画、「3」が公共関与という規定の流れにはなっておると思うんですけども、もう少しの中で今、D委員のおっしゃった内容は、「2」にももう少し明確にするのなら入れ込むほうが妥当ではないかと事務方では思っておりますけれども。

委員長

「2」と「3」の扱いの意図というのが、住民参画、公共関与というものが「基本的考え方」に則してありますので、今のお考えを御嵩町民の権利というのをより明確にする表現のあり方というのを「2」のところでおっしゃったことを追求できるかどうかということを検討してもよろしいですか。

それでは、今のD委員のご指摘、ご提案というのは「3」を変えるというのではなく、「2」の中で追求するという方針を取ってみたいというふうに思います。

ということで、「2」について見てみましょう。

C委員

最初、意見が出された利用計画指針案について、一言一句「ああだ」、「こうだ」では、今回こういう意見が出てきたから初めから作り直してきちっと制度化していくという前提になって論議をこれからするというのか、よくわからない。

委員長

私が冒頭言いましたように、今回、検討委員会が主体となってパブリックコメントを行いました。その結果、18の意見が出てまいりました。その意見内容について皆様方に原文及びそれを解体した形でお示しをして、内容を熟読していただきました。

その内容を我々踏まえて、改めてこの指針案を見ていただいてこの指針案の内容に間違いがないかどうか、或いは誤解を招くような表現がないかどうかをここで確認し、なければ原案どおりという意見をいただければよいですし、あるならばどこをどうすればいいかというご提案をいただければよろしいかと思えます。

そこで意見が様々分かれるようであれば、私の方からご提案をさせていただいて、議論が錯綜しないようにしたいと考えています。そういう趣旨です。

では、J委員、お願いします。

J委員

先程のD委員の発言の趣旨を踏まえて、御嵩町民の権利という視点をもっと全面に出せばいいんじゃないかと。それを表現するのは「3」ではなく「2」のほうがいいんじゃないかという話でしたね。

そのことを踏まえて一つの案ですが、パブリックコメントにもあったように、「2」の中の意見を述べるというのがちょっと弱いと。

ただ意見を述べただけで終わってしまうという危惧があったかと思うんですね。そのことを踏まえるなら、あくまでも案ですが、この「意見を述べる」という「3」の表現、「改善を求める」というふうに変えるのも一つの考え方だと。

そのことによって、御嵩町民が意見を権利として言えるんだと。それが単なる意見をいうだけじゃなくて、実効性を持つんだということがある程度そういう形で表現出来るのかなという一つの考え方として、あると思えます。

整理して言うと、「2」の「意見を述べる」というところを「改善を求める」というふうに変えてはどうかというのが一つの案です。

以上です。

委員長 D委員のご指摘を踏まえて、今、J委員が具体的に答えていただきました。これについていかがでしょうか。

一度このところちょっと通して見てみますと、「御嵩町は寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定、事業実施についての状況報告を受けたときは、利用計画の策定や事業実施状況について速やかにそれを御嵩町民にその情報を提供します。」「御嵩町民は計画地の利用計画策定及び事業実施に関する報告内容について寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて改善を求めることが」というふうに持っていくか。

事務局 (寿和工業森朴顧問) 「町を通じて改善を求められる」ということになると、「3」と同じことですか。

それとも町は取り次ぎだけをして、「改善を求める」主体は町民ということでしょうか。

委員長 ちょっと待ってください。

このところで「意見を述べる」という意味と「改善を求める」という意味がどうだろうかというそのところで引かかるわけです。

事務局 (寿和工業森朴顧問) 例えば、住民の方がこの開発計画に反対であるという意見を述べられることは、僕は差し支えないと思いますが、「改善を求められる」というのは、具体的に「改善をする」主体が御嵩町に移るのか、その「改善をする」主体が求めるほうにそのまま残っているのか、求められた行為に対して何をすればいいのか権利義務関係がよくわからないので、少しお尋ねしております。

委員長 はい、後ろのほうも変わってくることになりますので、それでこのところについては、「改善を求める」主体は、あくまでも町民であるということできたいわけですね。そうすると、後ろの「3」のところと相当内容的には重なってくるものがあるのではないかと。

事務局 (寿和工業森朴顧問) 多数の意見が一つの計画に対して複数の観点から改善を求められた場合、その判断を事業者としてどう精査すればいいのか。手続論がないもんですから、改善を求められたとしても、誰に対してどのような答え方をすればいいのかという話が大変判断しにくい。

「3」のケースの場合は町から求められますので、公文について事業計画の中で改善を求められたことに対して、法律上の観点等から改善していくことになりますが、事業者に対して町民から個別に複数の意見で正反対の意見が出た場合に改善を求められたことに対して、事業者としてはどのように改善をしたらいいのか、ある程度お示しをいただけるとありがたいと思います。

委員長 「3」のところは御嵩町の公共関与ということですので、町民の意見を尊重しながら、別途委員会を設けてその意見をもらいながら、利用計画、事業実施を行おうとする寿和工業に対して改善を求めることができる。これはいいわけですね。

町の求めではなくて、住民の皆さんの求めについてどう判断したらいいかということですが、それは事業主体としてどう考えるかということ、今ここで言いにくいところがあるかもしれませんが、「2」で御嵩町は寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定ならびに事業実施の状況報告を受けたときは、その内容を速やかに町民に対して伝えなくてははいけません。

御嵩町民はその情報を受けて寿和工業に対して御嵩町を通じて、御嵩町がまとめて寿和工業に伝えと。その伝えるべき内容が町民の意見という形、改善を求める内容ということになるわけですね。それだ

けのことだと私は思いますけれど、住民が直接ではなく、町を通じてです。

事務局  
(寿和工業森朴顧問)

述べるができることとするという話だと、聞き置くだけというご批判があって出ているわけですから、何らかの回答なり何かが期待されるというふうに読んでおるわけです。意見を述べたことに対して現行の県の各種の手続き等でも必要に応じてパブリックコメントを求めたり、事業者に意見を伝えてその回答を得るということはあるわけですが、「改善を求める」というふうに特定する意味がよくわからないものですから、意見の中には改善を求めるものもあれば、逆に改善を求めずに賛成するという意見、変更を求める意見や計画そのものに反対する意見も多数出てくると思いますので、「改善を求める」という表現によって何を特定、言い放しを担保するということならば、一定の議論を詰めていただきたいというお願いです。

委員長

はい、J委員。

J委員

先程の森朴さんからの質問について、委員長から答えがあったとおりだと思います。住民から別途改善を求めるものが出てきて、それが直接寿和工業さんのほうにいくという話ではないと思います。「改善を求める」というのはどういうことなのかということですが、先程のD委員の発言を受けてなんですけれども、課長さんも言われたんですけど、ここで言おうとしている「2」というのは住民参画なんですね。単なる参加ではなく参画。何が違うかと言うと意見を言うことに留まるのではなく、その中身まで住民が関わって一定の効果を及ぼす、効力を与えるという趣旨が権利に込められているのだと思います。

そういう趣旨から「意見を述べる」のではなしに、「改善を求める」というような文言に変えるということは一定の意味があることであると私は考えています。

委員長

森朴さんの言ったことも踏まえて、皆さんに確認したいんですけど、「意見を述べる」という中には、仮に利用計画策定実施に関する報告内容について一定の評価をすることや内容について改善を求めるという中にも利用計画の内容への住民参加の事業内容についてのあり方について提案することがあれば、ある一方で全く反対だという意見もあるとすると、「改善を求める」ということは、町民の主体性を強調する一方で意見の内容を限定することになるのではないかということにつながってくると思うんです。主体性を非常にはっきり打ち出すというのを尊重する一方で、「改善を求める」としてしまうと意見内容を非常に否定的な方向に限定してしまうということになってしまうので、このところではどうだろうかというのが疑問点じゃないかというふうに思います。

J委員

ちょっとその辺は、私はよくわかりませんでした。

「改善を求める」ということがある一定の方向を既に限定しているということにならないのではないのでしょうか。

つまり、町民に情報が提供され、町民が意見から出てくるというのは改善を求めているわけです。ある程度の修正を求めているのがそこに入っているわけです。住民が「今あるのとは違った方向をもっていくのをここで保障しますよ」という趣旨で改善であれば、何の問題もないのではないかと私は思います。

委員長

全体の趣旨が寿和工業から出されていることに対して、町を通して改善提案を求めるといった趣旨で理解するならば、今の考え方も出来ません。

一方でここは住民参画ということですので、ぜひとも計画地の利用計画については進めてほしいという意見が仮に出てくるということが、様々な意見を出してもらうことを前提としては住民参画ということになると、ここは「改善を求める」という意味では矛盾してくることもなります。

「2」の趣旨はどういうふうに捉えたらいいかということになります。

A委員、お願いします。

A委員

D委員からご提案のありました住民の権利、住民参画、これはものすごく大事なことだと思うんですが、まだ文章的にはよく固まっていないわけですが、「2」の中段の「寿和工業に対して御嵩町を通じて意見を述べるができることとする」ということに対して、パブリックコメントも見ても一方通行になるんじゃないかという危惧が出ているわけですが、町民と寿和工業が御嵩町を通じてですが、「協議の場を設けることができる」という文言が入ってくると、もっと担保されるんじゃないかと思うんですが。

委員長

そのところは「3」との整理で、公共関与で出したほうがいいという整理だったですね。ですから協議というのは特別委員会を設けてやるということですので、「3」でぜひ趣旨を踏まえたいと思います。

I委員、お願いします。

I委員

今のところは確かにパブリックコメントから出ている意見もあり、一方通行ではないかという部分、「(寿和工業に対して御嵩町を通じて)意見を述べる(ことができることとする)」に対して「寿和工業はそうした意見を尊重する」だとかのように、「寿和工業は」という文言を一つ入れて、その後に「御嵩町の求めに応じて」という文章になるのかなと思います。私も同感です。その文章については、ほかにいい案があれば出していただければいいわけですが、一回「述べることができる」で切って、その後に「寿和工業はそれらを受けて」云々という文章が適切であろうと思います。

委員長

例えば、何かご提案があればお願いしたいんですけど、一回切ったということになると、委員のほうで何か。

つまり、パブリックコメントでは言い放しになるということを危惧するという意見が多かったんですね。それをどこで防ぐか、心配をなくすかという観点で整理をしたほうがいいのかというふうに思います。

「意見を述べる」、「改善を求める」ということは、基本的には出てくる内容によっては、「改善を求める」ことも「意見を述べる」ことの中に含まれてくるので、そのところは主たる問題ではなくて、パブリックコメントの多くの意見は言い放しになってしまって、意見を述べた先の寿和工業がそれについて回答をしないという或いは、出された意見について意見を示さないということを心配するということがあるんじゃないかなと思います。そういう観点でこのところは議論したほうがいいのかと思います。

そういうことでI委員、このところで。

I委員

「述べることができる」、「寿和工業はそれらの意見に対して何らかの回答をすることとする」、「尊重する」などのように強い、弱いはあると思いますが、「寿和工業が何らかの対応する」との文言を入れて回答するいったところですかね。最後の文言は「することとする」ということだと思います。



に添付する必要があるのではないか。そのくらいの配慮を私はしていきたいという意見です。

委員長

では、J委員お願いします。

J委員

既に委員長がおっしゃっていることではあるんですが、パブリックコメントが出たから、それを踏まえて何か新しい論点を付け加えるということではなしに、あくまでも誤解を招かないためにということだと思っんですね。

つまり、我々の意図がひょっとすると間違っ理解されてはいけないという観点で、今、いろんな修正を試みているということをもう一度確認しておく必要があると思います。その上で、今の話ですが、「2」は住民参画についてのことだというのは、先程も確認しているんですね。

確かに改めて見てみますと、住民参画を保障するための三者の責務、そこをもっとはつきりさせたほうがいいというのが、今のI委員の指摘であると思う。最初、「御嵩町は」とあつて御嵩町民はこうだと。

そういった時に三者の寿和工業が欠けているじゃないかと、そういうことだと思っんですね。

だとするならば、委員長から提案されたことがやはり案として考えられる。その場合に、全て一文でいってしまうというのは、C委員もおっしゃるよにわかりづらい、こなれていない。

そうであるならば、三者のところで一回切つて表現すると。つまり「御嵩町は・・・情報を提供することとする。」「御嵩町民は・・・できることとする。」「寿和工業株式会社は・・・この意見に基づいて回答することとする。」例えば、こういうことでどうでしょうか。

委員長

今のJ委員の提案を基にして、このようにしたいと思います。「御嵩町は寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定の事業実施について事業報告を受けたときは速やかに御嵩町民にその情報を提供することとする。」「御嵩町民は計画地の利用計画策定・事業実施に関する報告の内容について寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて意見を述べるができることとする。」「寿和工業株式会社はこれに回答することとする。また御嵩町の求めに応じ岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする。」

ということで、四者のそれぞれの役割がここで明記されました。途中で接続詞を一切入れておりませんので、少々ガチガチした文章になりますけれども、そのところは三者で受け取つていただいた後に、もう少し表現を考えていただくにしても、どうでしょう。

この委員会としては、今のように主語を明確にして文節をなるべく短くし、誤解のない内容で、主語を明確にするということに収めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、そのように今のご提案に基づいて文章を直しておきたいと思っいます。

ほかにありますでしょうか。予定の時刻もまもなく来ますので、そろそろまとめをしたいと思っいます。

I委員、何か。

I委員

パブリックコメントを受けた一番最初の冒頭の方にあるものですから気になっていたんですが、1番目の「必要な範囲」の範囲が具体的ではないという指摘で、「最小限」という言葉のほうが適切ではないかなとのこと。あまりこだわりを持っているわけではないのですが、委員長判断で、あるいは委員の方々がその辺の所をどう考えるか、先程の話で誤解を生むような「必要な範囲」がはっきりしないということだと思っんですが、そうであれば、「最小限の範囲とする」とかい

委員長

う表現でいいのではないのかなと思います。

パブリックコメントでもこの辺のところは多く出されてきたところであったと思います。それで、今、I委員から指摘いただいたことを踏まえるならば、「1」の一番最後の「形質変更等は必要な範囲にとどめる」というのは、非常にわかりにくいので、「必要最小限にとどめることとする」というご提案だったと思います。文章からすると。そういうご提案をいただきました。いかがでしょうか。

そのように修正をするということでもよろしいですか。では、ここはI委員からご提案いただきました「必要最小限にとどめることとする」というふうに修正をしたいと思います。

他よろしいでしょうか。では時間もまいりましたので、今日いただいたご意見、誤解のない文章、明確な文章にするという趣旨に立ち戻って、ご意見をいただきました。それを踏まえて文章を書き直しました。

一度読み上げてみたいと思います。よろしいでしょうか。

『寿和工業株式会社が産業廃棄物処分場計画地（以下「計画地」という。）の利用計画を策定するにあたり前提とすべき指針（案）として、次のとおり定める。なお、本指針（案）は、別に定めた「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方」を踏まえて策定したものである。

1 寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県は、計画地の利用計画策定、事業実施の各段階において、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例その他開発行為に係る関係法令を遵守するとともに、御嵩町環境基本計画との整合を図り、土地の形質変更等は必要最小限にとどめることとする。

2 御嵩町は、寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定・事業実施について状況報告を受けたときは、速やかに御嵩町民にその情報を提供することとする。御嵩町民は、計画地の利用計画策定・事業実施に関する報告の内容について、寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて意見を述べるができることとする。寿和工業株式会社は、これに回答することとする。また、御嵩町の求めに応じて、岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする。

3 御嵩町は、御嵩町民の意見を尊重し、計画地の利用計画及び事業実施状況について、別途設置する町民、専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし、必要に応じ協定を締結するほか、利用計画及び事業実施につき改善を求めることとする。

4 寿和工業株式会社は、利用計画を策定するに際して住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする。』

以上です。

若干の表記について改善等があるかもしれませんが。それは今の内容に大きな修正がないということで、接続詞とかそういった最小限の範囲で一度検討してもらうことはあるにしても、内容については、今のようにまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

それで、最後に私とI委員で今回の内容について実は別の角度から検討しました。それは、今日皆様方に随分時間を取っていただいて検討していただいたのは、住民の皆さんがこの指針を間違いなくご理解いただいて、これから寿和工業株式会社による利用計画等の検討が進められることについて参画をいただくということが大事になります。この指針の内容に誤解がないように幾つか用語解説を付け加えたらどうかとI委員と協議いたしました。まだどれということは決めておりませんが、委員長、副委員長を中心として事務局とともに案を作ってみたいと思います。誤解のないようにしていただきたいのは、この内容を形骸化するようなことは全くありません。

というのは、例えば「尊重」という言葉についてもそうですけれども、相当取られる方の思いがそこには入ってきますので、その言葉の意味を冷静に解釈することも大事ですので、その意味の内容を置き換えるということは一切ありませんので、あくまでもどういう意味のことなのかということの説明するという趣旨です。

具体的には、「産業廃棄物処分場計画地」とか、「利用計画」とか、「基本的考え方」とか、既に我々議論の過程で協議してきたものですけれども、住民の皆さんにとっては初めて知る言葉ということもありますので、それがいつなされたものであるとかどんな性格のものであるとか、これを間違いなく紹介しておくということで内容を変えるものでは一切ありません。

その辺は信頼していただきまして、案を作ってみたいと思いますがいかがでしょうか。では、こちらで作ってみまして、委員の皆様には必ず後日送らせていただきます。

以上、「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）」についての委員会における検討はすべて終わりましたので、事務局のほうに提出するというので、バトンタッチをしたいと思います。よろしいでしょうか。

（委員了承）

司会  
（御嵩町堀参事）

ありがとうございました。委員長におかれましては、長時間にわたり議事を円滑に進行していただきましてありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、昨年8月から8回にわたり熱心なご討議をいただきありがとうございました。ここで本日、最後の検討委員会ということもありますので、町長から委員の皆様に対してお時間をいただきながらご挨拶をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

御嵩町渡辺町長

（挨拶）

司会  
（御嵩町堀参事）

以上を持ちまして、第8回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を閉会させていただきます。皆様方どうもありがとうございました。